

日影規制の倍率表(宝塚市)

緯度(北緯) : 35° 00'

冬至日赤緯 : 23° 27'

※ 宝塚市の場合、日影の検討における緯度は兵庫県建築基準条例により 35° 00' と定められていますが、実際の緯度とは異なりますのでご注意ください。

時刻(真太陽時)		方位角(°)	影倍率
8:00	16:00	53.44	6.71
8:30	15:30	48.39	4.25
9:00	15:00	42.90	3.14
9:30	14:30	36.91	2.53
10:00	14:00	30.40	2.14
10:30	13:30	23.38	1.90
11:00	13:00	15.89	1.74
11:30	12:30	8.04	1.66
	12:00	0.00	1.63

対象区域と規制時間

(兵庫県建築基準条例の改正により平成16年5月17日から施行)

対象区域		規制時間		平均地盤面からの高さ
用途地域	法第52条第1項各号に掲げる建築物の容積率が定められた区域	規制される範囲		
		敷地境界線からの水平距離:L		
		5m<L≤10m	10m<L	
第1種低層住居専用地域 又は第2種低層住居専用地域	50%、60%、80%	3時間以上	2時間以上	1.5m
	100%	4時間以上	2.5時間以上	
	150%、200%	5時間以上	3時間以上	
第1種中高層住居専用地域 又は第2種中高層住居専用地域	100%、150%	3時間以上	2時間以上	4m
	200%	4時間以上	2.5時間以上	
	300%	5時間以上	3時間以上	
第1種住居地域、第2種住居地域 又は準住居地域	100%、150%、 200%	4時間以上	2.5時間以上	4m
	300%	5時間以上	3時間以上	
近隣商業地域	100%、150%、 200%	5時間以上	3時間以上	
用途地域の指定のない区域 (※1)	50%、80%、 100%、200%	4時間以上	2.5時間以上	

※1 用途地域の指定のない区域において制限を受ける建築物は、高さが10mを超える建築物とする。